

災害時における女性専用相談業務等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、大規模な地震または風水害等（以下「災害」という。）が発生したときに千葉市地域防災計画に定めるところにより実施する「女性相談窓口」の設置等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の女性相談窓口の設置等の災害対策関連事業について、甲、乙間において基本的事項を定め、もって迅速かつ的確・適切に女性への配慮を行うことを目的とする。

（派遣協力の要請）

第2条 甲は、千葉市地域防災計画に定めるところにより「女性相談窓口」などの女性に配慮した事業を行う際、必要と認めるときは、乙に対し、相談員の派遣の協力等（以下「派遣協力等」という。）を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の派遣協力等の要請を受けた時は、甲の実施する「女性相談窓口」の設置に係る職員派遣などについて、可能な限り協力・助言等を行うものとする。

（派遣事業の実施）

第3条 甲及び乙は、原則として、この協定に定めるところにより行われることとなる派遣協力等に関する経費の負担を相手方に求めないものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定める。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、逐次、必要な情報を相互に交換するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙より申し出が無く、両者異議のない時は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
市長 ○○ ○○

乙 ○○○○
代表 ○○○○